

News Release

平成29年9月11日

キャッシュカード振込機能の一部利用制限の開始について (還付金詐欺等の振り込め詐欺被害からお客さまのご預金をお守りするために)

昨今、振り込め詐欺による被害が多発しており、特に、キャッシュカードによるお振込を普段ご利用されていないご高齢のお客さまをATMに誘導し、ご預金を振り込ませる「還付金詐欺」が急増しております。

佐賀県・長崎県5信用金庫では、ご高齢のお客さまの振り込め詐欺等の被害を防止するために佐賀県警察本部、長崎県警察本部との連携により、下記のとおり、キャッシュカード振込機能の一部利用制限を開始させていただきますのでお知らせいたします。

記

1. 対応を開始する佐賀県・長崎県5信用金庫
唐津信用金庫、佐賀信用金庫、伊万里信用金庫
九州ひぜん信用金庫、たちばな信用金庫

2. 対応の内容

対象となるお客さま	70歳以上、かつ過去3年間にキャッシュカードによるお振込をご利用されていない口座をお持ちのお客さま（お振込をご利用されていない口座のみに対応致します）。
対応(制限)内容	上記の対象となるお客さま（口座）につきましては、ATMでのキャッシュカードによるお振込ができなくなります。
対応開始日	平成29年9月20日（水）より
その他	利用制限の対象となるお客さまで、ATMでの振込取引をご希望される場合は、各信用金庫の窓口までお申出ください。

何卒、ご理解とご協力を賜われますようお願い申し上げます。

以上

【本件についてのお問い合わせ】

各信用金庫のお取引店窓口もしくは営業担当者までお問い合わせください。

